# (仮称)昭和女子大学·都営下馬アパート周辺地区 街づくり勉強会

【日時】平成26年3月1日(土)10:00~11:30 【主催】世田谷区世田谷総合支所街づくり課

## 次第

- 1 開会・はじめに
- 2 あいさつ 世田谷区世田谷総合支所街づくり課長 木下あかね
- 3 講演

「持続的なまちづくりのためのルールとは?」

講師: 阿部 俊彦 氏

(早稲田大学都市·地域研究所 客員主任研究員)

- 4 質疑応答·意見交換
- 5 今後のスケジュールについて
- 6 閉会

## 会場内での注意事項

- 1. 飲食又は喫煙はご遠慮ください。
- 2. 写真撮影、録音や録画は、ご遠慮ください。
- 3.携帯電話はマナーモードにして通話はご遠慮ください。 また、パソコンなどのご使用はご遠慮ください。
- 4. その他、ビラまきや進行の妨げとなる行為はできません。

## (仮称)昭和女子大学・都営下馬アパート周辺地区

# 街づくりニュース

第6号 平成26年2月

世田谷区世田谷総合支所 街づくり課

国道 246 号線

昭和女子大学

三宿 中学校

公園

# 街づくり勉強会を開催します!

(仮称) 昭和女子大学・都営下馬アパート周辺地区の街づくりにつきましては、前号の街づくり ニュース(第5号)でお伝えの通り、昨年12月に街づくり検討区域を拡大しました。

これを契機に、「街づくり」について地区のみなさまにより一層ご理解いただけるよう、下記のと おり「街づくり勉強会」を開催します。

この勉強会では、住民参加の街づくりに携わる専門家を講師に招き、街づくりの具体的取り組み の紹介と、街づくりが街に与える効果などについて、わかりやすくお話しいただく予定です。 是非お誘い合わせの上、ご参加下さい。

## ★「街づくり勉強会」のご案内★

[日時] 平成26年 3月1日(土) 午前10時~11時30分(予定)

〔会場〕都営下馬アパート第一集会所 (下馬2-31-5)

[内容] · 講演

世田谷下馬 春 こどもの広場公園 第2郵便局 「持続的なまちづくりのためのルールとは?」

**講師:阿部** 俊彦 氐

(早稲田大学都市・地域研究所 客員主任研究員)

• 質疑応答、他

第1集会所 講師紹介 新宿区や中野区の防災街づくりに住民側のアドバイザーとして関わり、最近では、東日本大震災 の被災地である宮城県気仙沼市で、住民参加による復興の街づくりを進めておられます。

## これまでの検討経緯

検討概要 ~平成 22 年度 平成 23 年度 平成 24 年度 平成 25 年度 街づくりのルール案の 事前調査検討 街づくりの方向性を検討 具体的検討 今回 街づくり懇談会 具体的検討の動き・ 第3回街づくり 街 計2回開催 街づくり 街づくりニュー 街づくりニュース (アンケート) 住民意向調査 街づくりの 回 第5号発行 第6号発行 街 街づくりを考える会 づくり ルール案の 計5回開催 勉強 検証作業 り懇談会 懇談 街づくりニュース 会 実施 ഗ 会 第1号~第4号発行

## 第4回街づくり懇談会を開催しました。

平成25年12月13日(金)と14日(土)、都営下馬アパート第一集会所において、「第4回街づくり懇 談会」を開催しました。懇談会ではこれまでの検討経過報告と、「地区計画」「新たな防火規制」の制度を活用 した街づくりのルール案を提案し、ご質問、ご意見をいただきました。

提案した主な街づくりのルール案については、12月に配布の「街づくりニュース」第5号をご覧ください。

## ご質問・ご意見など【要旨】

【Q. ご質問・ご意見 A. 区回答】

1日目:12月13日(金)午後7時~〔会場〕都営下馬アパート第一集会所〔出席者〕14名

## ●街づくりルール検討にかかる時間について

- Q. 前の懇談会以後、時間がかかり過ぎている。新しい都営住宅が建ってから、高さ制限などを提案しても遅 いのではないか。
- A. 街づくりのルールを決めることで、現在地区内にある建物が建替え時などに大きな不利益を生じないかな ど、ルールづくりは慎重に行う必要があると考えているため、その検討や検証などに時間をかけた。

## ●最低敷地面積の制限について

- Q. この案では70㎡未満の敷地には建物が建てられなくなるとのことだが、最近の一戸建てをみると敷地は 狭いが悪い印象はない。建物が更新され安全な建物になるが、なぜ規制するのか。
- A. 地区計画の施行時に70㎡未満の敷地は、これまで通り建替えなど可能である。これは敷地を分ける場合 のルールであり、敷地が狭くなることで余裕が少なくなり、周囲に圧迫感を生じるなど住環境への影響が あることから、ある程度まとまった敷地面積が必要と考えている。

## ●隣地からの壁面後退について

- Q. 現在所有している敷地の形は間口が狭いため、建物を建替えるにあたり隣地境界線から壁面を50cm空 けた場合、建物として非常に使いにくいものとなってしまう。
- A. 地区内の狭い敷地を例に、この壁面後退を適用した場合のシミュレーションを行っている。 いずれにせよ、 法的な建ぺい率の制限により敷地のどこかを空けなければならないため、影響は少ないと考えている。 しかし、これにより建物の使い勝手などに大きく影響するのであれば、緩和措置を検討する。

2日目:12月14日(土)午前10時~〔会場〕都営下馬アパート第一集会所〔出席者〕11名

## ●道路からの壁面後退・1階の店舗の誘導(246号沿道・バス通り沿道地区)について

- Q. 1階部分を道路から下げることや、店舗などとすることについて、今ある建物はそのままでよいのか。
- A. 地区計画が施行された後、建替え時にこれらのルールが適用されるため、現在の建物をすぐ建替えたり、 改装するなどの必要はない。ただし、沿道に歩行空間ができるまでには時間がかかる。

### ●隣地からの壁面後退の距離について

- Q. 案では敷地面積に応じ壁面後退距離を多段階に区切っているが、隣接す る旭小学校周辺地区では敷地500平方メートル未満は一律50センチ である。ルールを合わせたほうが公平ではないか。
- A. この地区内には一戸建て住宅の他、都営住宅、公務員宿舎跡地など、多 様な規模の建物や敷地があることから、きめ細かいルールづくりが必要と 考えている。このため、敷地面積に応じ壁面後退距離を多段階に定める ルールを提案した。



当日の会場の様子(2日目)

○ これまでの懇談会資料は、世田谷区のホームページで公開しています。**街づくり懇談会 下馬** 検索 http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/120/345/346/d00036664.html





地区計画 地区計画

たたき台 素案 説明会 説明会

地区計画 原案 説明会

都市計画法│都市計画法│ 第16条 原案の 公告・縦覧

平成 25 年度以降の予定 街づくりのルール(地区計画等)の決定手続

第17条 案の |公告・縦覧|

地区計画 決定・告示

ご意見 お問い合わせは こちらまで

世田谷区世田谷総合支所街づくり課 担当:鈴木まま、岩本いわもと、伊藤いとう

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33

TEL:(03) 5432-2872 FAX:(03) 5432-3055

# 持続的なまちづくりのためのルールとは?

(仮称) 昭和女子大学・都営下馬アパート周辺地区 勉強会

2014.3.1 阿部俊彦(早稲田大学 都市・地域研究所)

#### 気仙沼市の東日本大震災における被害状況

- 人口 平成23年2月末 74、247人 平成25年3月末

約69,000人 (実質65,000人程度)

- · 死者数1028名、行方不明者367名
- ·全康8522株、半康2436株、一部損康3633株
- ・非住家被害10,502棟 (県内最大、石巻は7,300棟)
- · 仮設住宅建設戸数 3, 451戸
- ・災害公營住宅 2000戸整備予定 (仮申込み 2200世帯)













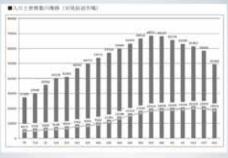


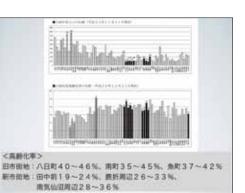


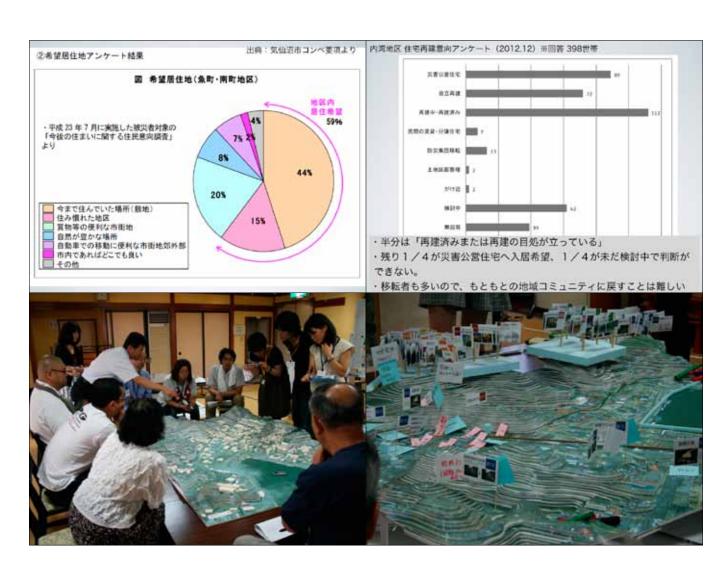


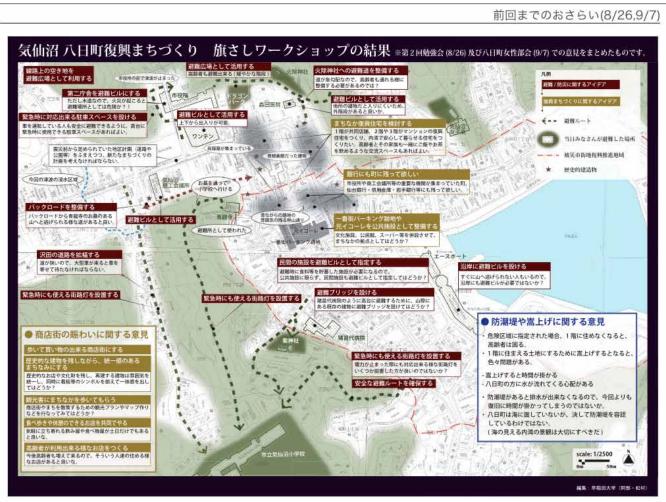












#### 気倫沼八日町地区の復興まちづくり

<経営書>



製品組入日町産業まちづくりの会

#### 八日町 復興まちづくり提賞

ADMINISTRAÇÃO PRIME BORR

- NAME OF THE PROPERTY OF THE PR
- 工業を行う。 2 あると知じ、からを出る人では、中国では、中国では、中国では、日本のでは、 を言葉してます。これではあいているでは、中国では、中国では、内国では、 第2 からでは、これではあったが、中国では、日本のでは、日本のでは、 2 からでは大きないては、日本のでは、日本のでは、日本のでは、「日本のでは、 して、一般ではかけるなったが、日本のでは、日本のでは、「日本のでは、「日本日本の して、一般ではかけるなったが、日本のでは、日本のでは、「日本のでは、」

#### その1

#### 海とともに暮らし続けるための減災まちづくり





八日町1区・2区は、山に囲まれているため、すぐに高台に避難できた人が多かった ため、命を守る上では、防潮堤に頼る必要がないという意向が強い。ハードからソフ トまで多様な津波対策によって、安全に避難できることを徹底した「命を落とさない 減災まちづくり」を進める。

また、海とともに暮らし続けるために、嵩上げ等によって一定期間でも住み続けら れないような状況をつくらないようにし、内湾の一番の魅力である「海と生きる景観」 を守る必要がある。

#### その2

## 歴史文化を活かした統一感ある街並みと観光交流の場づくり





八日町やその周辺の町 (魚町や三日町) には、昭和初期に建てられた昔ながらの建 物や截の街並みが残っていたが、その多くが震災後1年の間で公費によって解体され てしまった。しかし、所有者の意向で大切に残されている建物もあり、これらを活か して、文化の薫る統一感のある街並みを目指す。

震災後に居住人口の大幅な増加を期待することは難しいため、歴史的な資源や内湾 の景観を活かした復興まちづくりを通じて、交流人口の増加を図る。

#### その3

#### 新たな担い手を育て、暮らしを支える商店街の再生





震災後、多くの店舗や事業所は、内海地区の外に移転してしまった。これらがすぐに内 海地区に戻ってくることは期待できない。一方、行政も、内湾地区を中心市街地として積極的に位置づけ、コンパクトなまちをつくろうという施策は検討していない。

このような状況下で、無理に商業規模を拡大するのではなく、内消で生活する人たちの 日々の暮らしを支える商店街として再生する。また、雲災以前より後継者不足といった議 題を抱え、高齢化が進む膺店街あったが、復興まちづくりをきっかけに、将来の担い手 である若者や、女性の積極的な参加のもとで、これからの南店街のありかたを考える。

#### その4

#### 住み続けるためのまちなか復興住宅の再建





災害公営後毛は、大規模なものが商気仙道小跡地と気仙道駅前に検討されている。さらに、甚大な被 響のあった南気仙沼と鹿折においても、美上げ区重整理と合わせて、災害公宮住宅の検討がなされている これが実現すれば、内海地区への人口流入はあまり期待できない。

しかし、ワークショップでは、このまちに、少しでも多くの住民に戻ってきてもらうために、小規模で もよいので復興住宅をつくって、安心できる住まいのモデルをつくることが重要だという意覚があった。 八日町には、市役所や商工会議所、病院、福祉施設、銀行等が集まっているため、子供から高齢者ま

で、多世代に便利なまちである。歩いて暮らせるまちでの住まいづくりを進める。





町の古書の包住宅の入屋を望者のために20戸程度確保。 1務のコミュニティスペースは住民の共同党党や、八日町の地域コミュニティの領点

・も民間する。を参考:神戸のコレクティブ加賀技術 観社施設(小規模手機能、ヘルパーステーション等)があれば、住民だけで与く八荘

の基齢者も安心して住み続けることができる。 中難は、近隣性我や福祉無証の利用者がゆっくり過ごせる集いの様となる。









## 気仙沼都市計画 三日町・八日町地区計画書(気仙沼市決定)

2	4 . 称	三日町・八日町地区計画	
位	7. 置	<b>気仙沼市新町、三日町一丁目、三日町二丁目、三日町三丁目、沢田、</b>	
		八日町一丁目及び八日町二丁目の各一部	
直	<b>積</b>	約 10.0 ha	
地区計画の目標		本地区は、市街地の中心部に位置し、公共・公益施設等、多様な機能が集まった地域にあり、更に機能を強化するため、市街地総合再生計画の具現化により、土地の高度利用や、商業・業務施設の適切な集積を図ると共に、高齢化社会や福祉社会に対応した街づくりを促進する地区である。このことから、地区計画の導入により、地区内の街づくりを適正な方向に誘導し、商業・業務施設等の整備と併せ、防災性の向上やアメニティの充実を図り、三日町・八日町地区の特性を活かした良好な都市環境の形成と、魅力的な街づくりを目指すものである。	
	建 築 建築物等の 物 用途の制限 等	本地区においては、次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第6項各号に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの (2) 倉庫業を営む倉庫	
	関 壁面の位置 すの制限 る	都市計画道路3·4·4片浜鹿折線に面する建築物の外壁、又はこれに代わる柱の面は、当該道路の都市計画決定線からの距離を0.5 m以上とする。	
画	事 建築物等の 形態又は意 匠の制限	(1) 都市計画道路3·4·4片浜鹿折線に面する建築物の形態は、階数を地上2階以上とし、周囲の環境に調和するものとする。 (2) 建築物の外壁は、原色を避け落ち着きのある色調とする。	







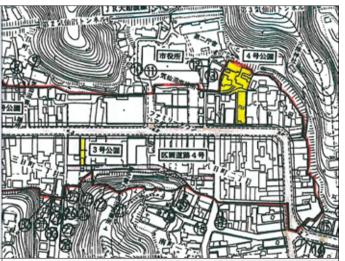








気仙沼の海と山の食の文化や伝統文化を、商店街で発信するための イベント (気仙沼スローフードフェスティバル等) ※震災前の取り組み

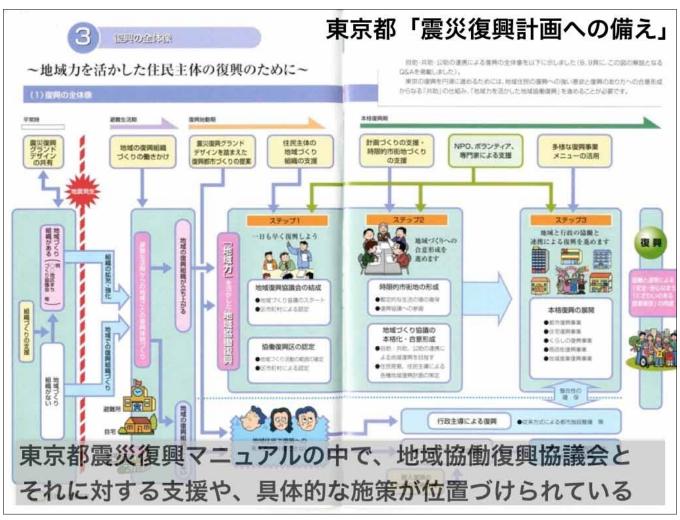


## 復興模擬訓練と事前復興まちづくり

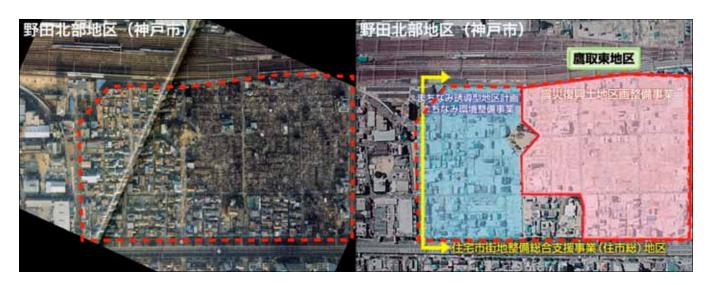
●復興模擬訓練 あらかじめ大地震が発生した時を想定し、ワークショップを通じて、模擬的に 自分のまちで地震発生から復興までのプロセスを体験する訓練。 被害想定に基 づいた被災状況と復興プロセスを地域間で共有し、震災が起こった際にも、ス ムーズに復興を進めるための体制 (=地域協動復則協議会の準備)を整える。

●事前復興まちづくり 訓練で体験したことを踏まえて、来るべく大地震の際も、被害を最小限にくい 止めるために、事前にできることから始める防災・減災まちづくり。

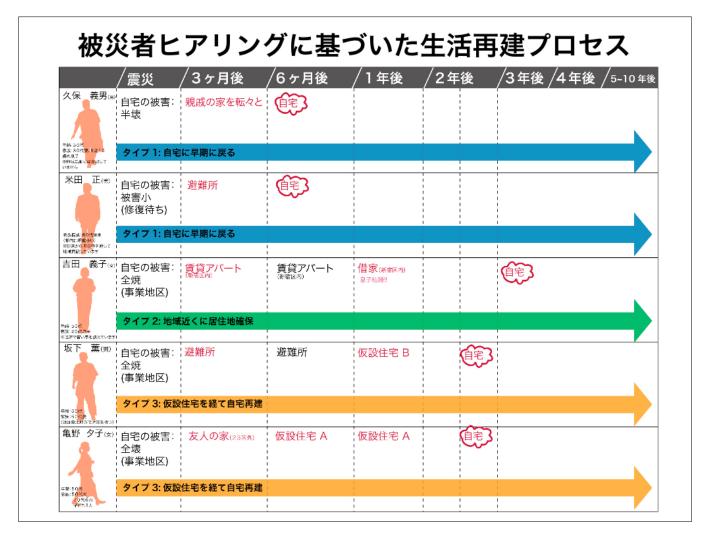












# 活動報告

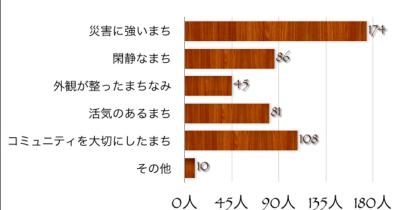
## 2008年 2009年 2010年 2011年 2012年

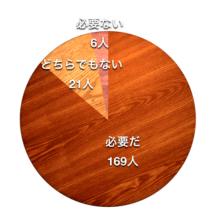
アンケートの実施(4-6月)

アンケートを通じて、地域住民の防災への関心の高さを確認することが出来た

## 問1.将来のまちを考える上で 大切にしたい視点

## 問6.新宿区と連携してルール(地区計画など) を検討していく必要があるか。





0人 47人 90人 155人 180人

## 活動報告

#### 2008年 2009年 2010年 2011年 2012年

・耐震まちあるきツアー (9月18日)

今回は耐震をテーマにまちあるきを行いました。場所を絞って歩き、区の地域整備課の 方に耐 資制度の紹介をしていただき、専門家による耐震診断の実際やレクチャーを行い、 震災時に安 全に避難するために、それぞれのご自宅で、また。まちぐるみで何が出来る か、何をする必要があるか煮貝交換しました。





## 活動報告

2008年 2009年 2010年 2011年 2012年

・耐震まちあるきツアー(9月18日)

今回は耐震をテーマにまちあるさを行いました。場所を絞って歩き、区の地域整備課の 方に耐 緩制度の紹介をしていただき、専門家による耐震診断の実演やレクチャーを行い、 震災時に安 全に避難するために、それぞれのご自宅で。また。まちぐるみで何が出来る か、何をする必要 があるか意見交換しました。





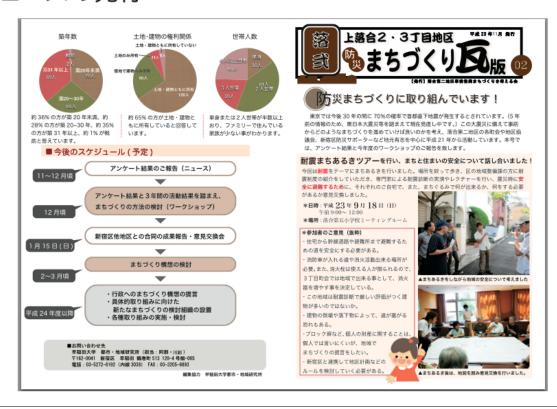




# 活動報告

# 2008年 2009年 2010年 2011年 2012年

・ニュースの発行





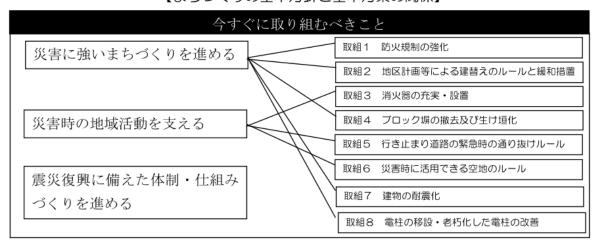
## 活動報告

# 2008年 2009年 2010年 2011年 2012年

## 4. まちづくりの基本方策

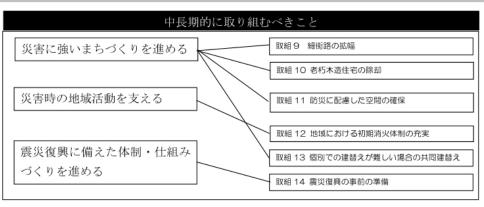
・まちづくりの基本方針を踏まえ、次の18の基本方策のもと、地区住民と行政が協力しあってまちづくりを進めていきます。

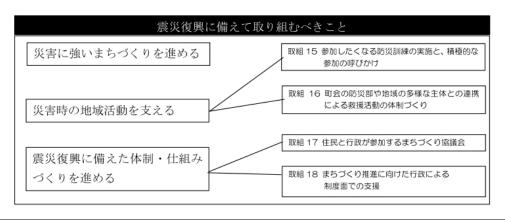
## 【まちづくりの基本方針と基本方策の関係】



## 活動報告

2008年 2009年 2010年 2011年 2012年



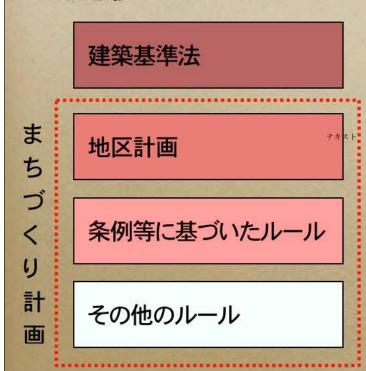








# ルールを守ってもらう仕組み



- ●地区計画を定めると、建築基準 法等の制限の一部が地区計画の内 容に置き変わる。
- ●自治体によっては、地元が検討したルールを踏まえて、地区計画では定められない内容については、 条例に基づいてルールを策定している場合もある。
- ●その他のルールは、地元の会か ら呼びかけて、守ってもらう。

## 1. 復興をスムーズに進めるためのルール

首都直下地震を想定して、復興の体制や計画、その実現のためのルールを決めておくことで、いざと言うときにスムーズな復興が可能になる。

## 2. まちづくりから「まち育て」のためのルール

まちづくりからまち育ての時代と言われ始めている中、 まちの環境を守っていくために必要最低限の条件とされつ つある。ルールが有るまちと、無いまちの格差が広がる。

## 3. さらに、まちの価値を上げるためのルール

将来、マンション開発などが想定される中で、ルールを守った計画であれば、逆にまちの価値の向上につながることも可能になる。(一定規模以上のマンションは、公益性の高い機能を備えてもらう、自治会への加入など)

# アンケート

(仮称)昭和女子大学・都営下馬アパート周辺地区 街づくり勉強会

## ご意見、ご要望、ご感想など、ご自由にお書きください。今後の参考にさせていただきます。

お帰りの際に係員にお渡しください

		のかりの家に家負にの扱り	<u> </u>
	本日の勉強会に関するご意見(今後、勉強会	eを開催する機会があれば、どんな内容にしたいか など)	
	地区計画・新たな防火規制に関するご意見、	ご質問	
	その他(ご自由にお書き下さい)		
			)
	ご質問やご意見については、街づくりニュ 	ースで回答·掲載させて頂〈場合もございます。 	
:	後日提出される方は、郵送·FAX·窓口持参	参など、どの方法でも結構です。	
	世田谷区世田谷総合支所街づくり課(担		
	住所:〒154-8504 世田谷区世田谷4 TEL:03-5432-2872 FAX:03-5		
;		+32・3033 づ⟨りの検討、および質問等に対する回答以外の目的に	は
	吏用しません。		
よろ	しければお名前等をご記入〈ださい。		
	ご氏名	ご住所	
	電話番号	ファックス番号	